

## 『年報社会学論集』投稿規定

(2000.04.22 委員会決定)

(2002.04.27 改訂)

(2003.10.13 改訂)

(2006.04.09 改訂)

(2007.03.25 改訂)

(2010.06.20 改訂)

(2012.11.15 改訂)

(2016.04.24 改訂)

1. 本誌は、関東社会学会の機関誌であって、原則として年1回発行する。
2. 本誌は、原則として本会会員の社会学関係の研究成果の発表に充てる。
3. 投稿する論文は未発表のものに限る。ただし、学会等で口頭で発表したものについては、その限りではない。また、他学会誌との二重投稿は認められない。
4. 論文の投稿資格は、本会会員であって、投稿する当該年度までの会費を投稿申し込み時までに完納している者に限る。ただし、新入会員の場合には当該年度の大会終了時までに入会申し込みをしていて、会費を投稿申し込み時までに完納している者に限る。
5. 前号に論文が掲載されている会員は連続して投稿することはできない。また、一回に投稿できる論文数は単著・共著を問わず1本とする。
6. 投稿者は、審査用原稿3部を、11月12日(当日消印有効)までに、編集委員会事務局に提出する。原稿は、執筆要項にしたがって、必ずワープロ等で作成する。ただし、審査用原稿には、執筆者名、所属などは記載しない。
7. 投稿者は、論文返送用封筒(A4判が入る大きさの封筒に、返送先住所氏名を明記。切手は不要)、および以下の事項を記した別紙を、原稿投稿と一緒に編集委員会事務局に提出する。また、別紙の内容は、投稿と同時に電子メールの本文に記して編集委員会事務局に送信する(添付ファイルは不可)。
  - 1) 氏名(ふりがな)
  - 2) 住所・電話番号
  - 3) 所属・職名(院生等の別)
  - 4) 論文の題名
  - 5) 電子メールアドレス
8. 論文の掲載の可否は、編集委員および専門審査委員による審査を経て、編集委員会が決定する。
9. 論文の掲載を認められた投稿者は、指示にしたがって修正したうえ、完成原稿を、指定した期日までに提出する。完成原稿には、執筆者名、所属などを記載する。
10. 論文の掲載順序は、編集委員会が決定する。
11. 期日までに当該年度の編集委員会事務局に郵送されなかった原稿は一切受理しない。
12. 本誌に掲載された論文の著作権は関東社会学会に帰属する。